第九十九条中「別表第四に定めるところにより得られる額」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の三号を加える。

一　市場リスク相当額（商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。）

二　取引先リスク相当額（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。）

三　基礎的リスク相当額（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。第百条の二第一項第二号において同じ。）

第九十九条に次の一項を加える。

2　商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。次条において同じ。）は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、営業日ごとに把握するものとする。

第百条第二項を削り、同条第三項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「様式第十五号」を「様式第十号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項を同条第五項とする。

第百条の六中「に規定する」を「の」に改め、同条第一号から第三号まで中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条第四号中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、「商品市場」の下に「又は外国商品市場」を加え、同条第五号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第六号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に改め、同条第七号中「受託契約に関して顧客が支払うべき」を削り、「又は」の下に「その」を加え、同条を第百条の七とする。

第百条の五を削る。

第百条の四中「第十条の二第一号に規定する」を「第二十九条第一号の」に、「受託契約」を「商品取引契約」に、「第二条第三項第四号」を「第二条第三項第四号並びに同条第十四項第四号及び第五号」に、「額及び」を「額並びに」に改め、「（法第二百十七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下同じ。）」を削り、「この条及び第百条の六において」を「第百二十六条の十三、第百二十六条の十五及び第百二十六条の十六を除き、以下」に、「第十条の二第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条を第百条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事実）

第百条の六　令第二十九条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由

二　店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。）とに差がある場合には、その旨

イ　法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合　現実価格（同条第三項第二号に規定する現実価格をいう。以下同じ。）若しくは現実数値（同条第三項第三号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの

ロ　法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合　同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ　法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合　商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

三　商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、当該不利益となる事実の内容

四　当該商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

第百条の三の見出し中「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に改め、同条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に、「広告又は前条に規定する行為（以下この条において「広告等」という。）」を「広告等」に改め、同条第二項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に、「第十条の二第四号」を「第二十九条第四号及び次条」に、「当該」を「これらの」に改め、同条を第百条の四とする。

第百条の二中「民間事業者による信書便の送達に関する法律」を「民間事業者による信書の送達に関する法律」に改め、「信書便をいう」の下に「。第百二十六条の十一において同じ」を加え、「電子メールをいう」の下に「。第百二十六条の十一において同じ」を加え、同条第二号中「商品市場における相場等」に、「受託契約（法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下同じ。）」を「商品取引契約」に改め、同条第三号イ中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同号ロ中「商品取引員の商号又は通称」を「商品先物取引業者の商号若しくは名称又はこれらの通称」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等（法第二百十七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下同じ。）の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、これらの事項の文字又は数字がこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

第百条の二第三号ニ中「書面」の下に「（以下「契約締結前交付書面」という。）」を加え、同条第四号中「商品市場における取引等」を「法第二条第二十二項各号に掲げる行為」に、「第百条の六」を「第百条の七」に改め、「一般放送事業者」の下に「（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の一般放送事業者をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）」を、「有線テレビジョン放送事業者をいう」の下に「。第百二十六条の十一第四号において同じ」を、「有線ラジオ放送をいう」の下に「。第百二十六条の十一第四号において同じ」を、「電気通信役務利用放送をいう」の下に「。第百二十六条の十一第四号において同じ」を加え、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「広告等」の下に「（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）」を加え、同号イ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「商号」の下に「又は名称」を加え、同号ロ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、これらの事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨